

2017年12月22日

国立大学法人大阪大学学長

西尾 章治郎 殿

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 岡本 真理



団体交渉の申し入れ

以下の2点について団体交渉を持つよう申し入れます。つきましては、日程の調整をよろしくお願い致します。

(1) 有期雇用教職員の雇用期間上限の廃止について

東京大学が有期雇用教職員に適用してきた雇用期間の上限を5年とする規定を撤廃する決定をしたことが、去る12月12日に発表され、大きな注目を集めています。

そもそも、無期転換を避けることを目的として無期転換申込権が発生する前に雇止めをする「雇用期間5年上限」の規定は、改正労働契約法の趣旨に背いたものであるとして、国会における厚生労働大臣の答弁や文部科学審議官の答弁においても問題視されていたものです。大阪大学箕面地区教職員組合および事業場の過半数代表者は、従来からこの問題への対応を求めてきましたが、他大学での「雇用期間5年上限」の廃止を受けて、大阪大学でも速やかに同様の対応を行うことを求めます。

(2) 退職手当の減額措置について

現在大阪大学が教職員労働者に対して提案している「退職金減額措置」は、大学が過半数代表者に示した「モデルケース」を引き合いに出すまでも無く、労働条件の不利益変更です。国家公務員の退職手当の減額が決定されても、直ちに本学教職員の退職手当減額につなげる必然性はなく、それだけでは大阪大学に働く多数の教職員を納得させる理由にはなりません。大学が使用者として、それ以外の対処方法について何をどのように検討したうえで、この不利益変更をせざるを得ないという結論に至ったのかという合理的な理由や事情を、教職員に懇切丁寧に示すことが先決だと考えます。